

管理状況の届出

普及啓発キャンペーン

限定
300
組合

マンション管理組合に向けて、「管理状況の届出制度」を周知いただき、届出書が提出された場合、管理会社に対して1万円を補助します！

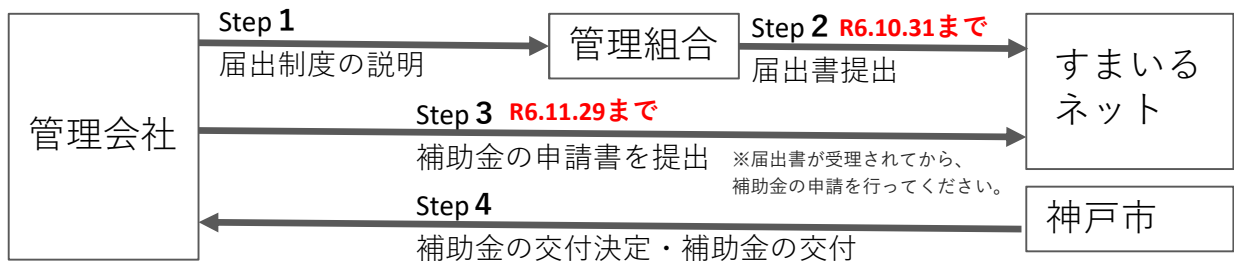
キャンペーン期間（届出期間）

令和6年4月1日（月）～令和6年10月31日（木）

※上記期間中に、受理された届出が補助の対象です。

※補助申請は、令和6年11月29日（金）まで受け付けます。

申請のフロー



補助要件

- 神戸市内の分譲マンション管理組合より管理委託業務を受託していること
- 令和6年4月1日以降、新たに管理状況届出制度について管理組合へ周知を行っていること。説明の際は、裏面の「管理状況の届出制度について」をご活用ください。
- キャンペーン期間内に、届出書の提出がされたこと。届出先は「すまいるネット」です。（新規の届出が補助対象であり、変更届は補助対象外です）

↓ 申請書はHPから



注意事項

- ・複数の管理組合分をまとめて申請することができます。
- ・団地管理組合も1組合とします。
- ・この補助制度は、予算に達し次第終了します。

管理状況の届出制度について

【1】主旨

- ・分譲マンションは区分所有者みなさんの財産であり、資産価値を守るためにもひとりひとりが主体的な管理意識を持って、適正に管理することが重要です。
- ・届出作成を通じて管理組合の皆さんが管理状況の再確認をいただくものです
- ・神戸市は届出を通して、市内のマンションの管理状況を把握し、支援が必要なマンションへは支援制度などをご案内します。

【2】記載方法

- ・マンションの概要（12項目）、適正な維持管理に関する事項（20項目）、危機管理に関する事項（4項目）、その他の事項（2項目）について、「届出書項目の解説」を参照しながら記載してください。
- ・届出には、「マンション識別番号」が必要です。過去に送付したダイレクトメールで確認するか、「すまいるネット」までお問い合わせください。



届出書の解説

【3】提出方法

- ①神戸市ホームページより届出書をダウンロード
- ②届出書に必要事項を記入して保存
データ名は「管理状況届出書【マンション名・号棟】」としてください
- ③届出すること・届出の内容について管理組合の総会又は理事会での決議
- ④電子フォームで提出

【4】届出内容の変更・更新

- ・届出後は、1年ごとに届出内容に変更がないかを確認し、変更があれば変更内容について届出をしてください。
- ・更新の届出は5年毎に行ってください。

届出制度について詳しくは

神戸 マンション届出 | 🔍



届出制度HP

管理状況の届出 問合せ先

すまいの総合相談窓口「すまいるネット」

TEL : 078-647-9955



神戸市すまいの総合窓口
すまいるネット

